

平成30年9月5日

富士見市議会議長 尾崎 孝好 様

建設環境常任委員会

委員長 伊勢田 幸正

所管事務調査（行政視察）報告書

本委員会は、所管事務調査として先進地の視察を行い、調査を終了したので富士見市議会会議規則第109条の規定により報告します。

記

- 1 実施期間 平成30年7月19日（木）
- 2 視察地及び 東京都多摩市
「多摩市まちの環境美化条例の取組状況について」
調査事項 東京都千代田区「環境美化政策について」
- 3 出席委員 委員長 伊勢田 幸正 副委員長 深瀬 優子
委員 関野 兼太郎 委員 上杉 考哉
委員 八子 朋弘 委員 寺田 玲
- 4 随員職員 議会事務局主幹 大熊 経夫
- 5 同行職員 自治振興部長 市川 信男 環境課長 村木 保之

（調査結果報告は、別紙とする。）

5-1 東京都多摩市「多摩市まちの環境美化条例の取り組み状況について」 〈市の概要〉

多摩市は、東京都多摩地区の中心に位置し、多摩ニュータウンを抱え、面積は21.01km²、人口は147,654人(平成30年4月1日現在)である。

また、平成30年度の一般会計の予算総額は、53,240,000千円である。

市内にあるサンリオピューロランドのキャラクターを活用した「ハローキティにあえる街」といった取り組みや、市内に東京本社のあるベネッセのキャラクターの「しまじろう」など子供向けのキャラクターを活用した取り組みを進めている。

(1) 調査事項の概要・経過・特徴等について

多摩市は平成19年の「富士見市をきれいにする条例」制定以降の平成24年に「多摩市まちの環境美化条例」を制定。同条例には自動販売機設置者への回収容器設置義務などが明記されるなど本市の条例にはない内容があり、また駅前での喫煙所設置などの施策があることから視察先に選定した。

(2) 具体的対応・取組状況について

多摩市では平成16年、東京市長会の呼び掛けによる「喫煙マナーアップキャンペーン」に参加。これは23区長会も翌平成17年に加わり、「オール東京62」での実施となる。

平成17年に「要綱」で路上喫煙禁止区域を設置。平成20年には喫煙だけでなく吸殻以外のポイ捨てやペットのふんなども対象にした、街をきれいにするキャンペーンに内容を広げて展開した。

平成24年に空き地の雑草などを含めた内容の条例制定に至った。なお、罰則については過料の規定があるものの、現在も未施行となっている。

特徴のある取り組みとして、環境系の課題に取り組む団体やベネッセなどの地元企業など約40団体が参加する「永山フェスティバル」等を開催し、啓発を行っている。

また市民生活課・南多摩獣医師会の主催で、初めて犬を飼う方を対象にした「犬の飼い方講習会」を実施しているが、そこに平成27年度から環境政策課も参加し、条例をもとにペットのふん放置の禁止を呼び掛ける取り組みを始めている。

条例に空き地の管理についての条項が盛り込まれた背景としては、市内に空き地が多く、春夏には100件近い苦情が寄せられた時もあったことがある。雑草が越境・虫が発生しているケースでは条例に基づいて地権者に指導を行っ

ている。また草刈り業者と協定を結び、往復はがきで遠方地権者に通知し、返信はがきの回答により、希望者には有償で草刈り契約を結んでもらう取り組みも行っている。

また市外からの来訪者への周知の方法としては、まちづくりの推進に関する基本協定を締結しているプロサッカーチーム「東京ヴェルディ」のキャラクターを活用した路面シートや、子供向けに市の環境キャラクターを活用した路面シートなどを設置している。

(3) 効果・課題・問題・反省点について

条例の認知度についてはイベント等でアンケート調査を行っており、認知度は年々上昇していることが確認されている。

多摩市は「禁煙」ではなく、「ポイ捨てをなくす」立場からスタートしていることから喫煙所設置を行っている。駅前への喫煙所に設置に当たっては、商店街と協議をし、また日本たばこ産業（J T）からもアドバイスを受け設置場所を選定した。設置必要はJ Tが負担し、その後の維持費用も地元商店街の管理会社等が負担し、公費負担がない形で行っている。

ただし従来の取り組みは、環境美化の観点からのものだったが、今後、東京都受動喫煙防止条例の制定や健康増進法改正などの流れから「受動喫煙」の観点が浮上している。受動喫煙は健康推進課と他部署の所管であり、条例改正や役割分担の見直し等が浮上している。それに伴い、喫煙所のあり方についても議論が起きる余地がある。

(4) まとめ(指摘事項、本市における具体的活用方策、提案等)

地元企業を巻き込んだ環境イベントの開催、空き地対策、ペットへの取り組みなど、本市にはまだない独自の取り組みも見られ、参考になった。

喫煙所については、ポイ捨て防止の観点からの意義が確認できたと同時に、健康増進法改正・受動喫煙防止条例などの流れから受動喫煙の課題が浮上していることから今後、あり方が再検討される余地があることも明らかになった。今後の議論の際の参考にしたい。

5-2 東京都千代田区 環境美化政策について

〈区の概要〉

千代田区は、日本の政治経済の中心地として400年の歴史と伝統と風格を備えたまちである。

区の面積は11.66㎢、人口は61,875人（平成30年5月現在）である。また、千代田区は昼間人口が約85万人であり、昼夜間人口比率が非常

に高いといった特徴がある。

区の中は11地区に分かれており、東京駅や霞ヶ関、外国人観光客も多い秋葉原や皇居など、地区ごとに環境が異なる。

平成30年度の一般会計の予算総額は、61,965,000千円である。

(1) 調査事項の概要・経過・特徴等について

千代田区は、区民や事業者等地域に関わる全ての人々の主体的かつ具体的な行動を通じて、より一層安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するために、様々な先進的な取り組みを実施している。

特に、路上喫煙者に対して、全国の自治体に先駆けて過料2千円の徴収を実施した。条例遵守の徹底を図る取り組みに関して、その後の変遷や経過等を調査し、本市の今後を活かしていくことを目的として、視察先に選定した。

(2) 具体的対応・取組状況について

従来の努力義務規定だったポイ捨て禁止条例の効果が限定的だったこと、路上のごみのほとんどが吸殻だったことなどを背景に、平成14年10月に「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例(生活環境条例)」を制定する。

区内各地域に「路上禁煙地区」、「環境美化・浄化推進モデル地区」等の指定区域を設け、その地区ごとに区民や町会、商店会、地元企業、教育関係者等で構成する「環境美化・浄化推進団体」を設立し、区や警察署、道路管理者等と合同で定期的にパトロールを実施するなど、環境美化活動を積極的に推進している。

平成22年4月から面積は皇居を除く千代田区の100パーセントが指定区域となった。

路上喫煙対策としては、平日だけではなく土曜日や日曜日、祝日も区内を巡回し、路上喫煙者に対して注意、指導、罰則の適用を行っている。

併せて、喫煙者と非喫煙者が共生できる社会の実現を図るため、喫煙スペースの確保や公共の場での喫煙対策にも取り組んでいる。具体的には、民間ビルの空き店舗等を活用し、公共の屋内喫煙所の設置に対して補助金を支出し、喫煙スペースの創出を図り、そのさらなる条例の実効性の向上に努めている。平成26年度から助成条件、助成割合などの制度を大幅に見直し、積極的に推進を図っている。視察時点で、補助対象となった屋内喫煙所は25か所設置されている。区としては100か所を目標としている。

路上喫煙者への過料処分は、路上喫煙対策専門の非常勤職員（平成30年度は警察OB・区OBなどによる24名。公園の対応に昨年度より4名増員）を中心に係長級以上の職員も交替で帯同（特に休日は課長以上で対応）し、土曜

日や日曜日、祝日を含め365日区内を巡回して、注意指導等を行っている

周知啓発にかかる主な取り組みとしては、区職員等がJRや地下鉄の駅等などで来街者等に対し、チラシやポケットティッシュを配布するなど、条例の周知や理解と協力を呼びかけている。

路面表示ブロックは1,884か所である。また、立て看板等の案内表示は1,816基である。

区の防災無線等を利用した宣伝アナウンスを、17時過ぎに流している。

また地域住民たちから「自分たちもパトロールに参加したい」との声を受け、平成29年度から、生活環境条例啓発員制度を設けた。各推進団体からの推薦により委嘱し、路上喫煙や路上放置物への声かけ等条例の普及啓発に取り組んでもらっている。

また保育園が増加する中、区立公園を園庭代わりにしている保育園が多数ある一方で、喫煙者が公園に集中してしまっていた。区民からの指摘や「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の施行を受け、平成30年4月1日から子どもが関係する公園は喫煙禁止の対象とし、5月1日から過料の徴取を開始した。

(3) 効果・課題・問題・反省点について

路上喫煙対策の成功を見る1つとして、あらかじめ決められた地点に落ちているポイ捨てされた吸い殻の本数を毎週計測（定点4か所を原則毎週火曜日午前9時半に調査）しているが、特にポイ捨てが多かった秋葉原地区では、条例制定前が約1000本だったところが、現在は10本弱へと減っている。

平成14年度の条例制定以降、一定程度以上の大きな効果が得られているが、今後は国や都の動向をとらえての対応が必要となってくると考える。

また、路上喫煙対策が進む一方で、従来喫煙が認められていた公園についても保育園の園庭代わりにになっているものは禁煙となり、また公園からの灰皿の撤去が検討されるなど喫煙場所が減ってきていることから、条例の対象外となる私道や駐車場等で喫煙する人がみられる等の課題も出ている。

(4) まとめ(指摘事項、本市における具体的活用方策、提案等)

千代田区では、環境美化、特に路上喫煙対策に対しては、所管部署以外の職員も含め、区役所全体で取り組むほど問題が大きかったことが理解でき、本市とでは、生活環境や財政状況等に違いはあるものの、先進的な取り組みを調査する中で、本市の今後を模索する上で、参考になった。